

臨教第63号議案

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する  
規則

別紙（案）のとおり

令和5年3月24日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、  
神奈川県教育委員会教育局組織規則について所要の改正をいたした  
く提案するものです。

(案)

## 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する 規則

神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第3条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。

(10) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の3を削る。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## ○神奈川県教育委員会教育局組織規則

新	旧		
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(総務室の事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく事務の指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(10) 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)に基づく事務の指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(11)～(17) (略)</u></p> <p>第4条～第9条の2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p><u>第2条の2 前条に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を置く。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 443 2007 485"> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校教育企画室</td> </tr> </table> <p>(総務室の事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)の施行についての指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(10) 神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の施行についての指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(11) 個人情報取扱事務の登録に関すること。</u></p> <p><u>(12)～(18) (略)</u></p> <p>第4条～第9条の2 (略)</p> <p><u>(課に置かれる室の事務)</u></p> <p><u>第9条の3 第2条の2に規定する課に置かれる室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>指導部</u></p> <p><u>高校教育課</u></p> <p><u>高校教育企画室</u></p> <p><u>(1) 第7条第17号及び第18号に掲げる事務</u></p> <p>第10条～第22条 (略)</p>	高校教育課	高校教育企画室
高校教育課	高校教育企画室		

## 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

(1) 高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止することから、所要の改正を行う。

(第2条の2、第9条の3関係)

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、神奈川県個人情報保護条例の廃止などが行われることから、総務室の所掌事務を整理する。

(第3条関係)

### 3 施行日

令和5年4月1日